

補助金等の適正化 ガイドライン

令和6年6月
南知多町

目次

| | |
|---------------------------|----|
| 1. ガイドライン策定の趣旨 | 1 |
| 2. ガイドラインの適用対象 | 2 |
| 3. 補助金等適正交付の評価基準 | 4 |
| 4. 補助金等の見直し基準 | 4 |
| ①終期の設定について | 5 |
| ②最適な執行方法の選択について | 5 |
| ③公募の原則について | 6 |
| ④補助対象経費の明確化について | 6 |
| ⑤上乘せ・横出し補助について | 7 |
| ⑥評価指標及び目標の設定について | 8 |
| ⑦少額又は執行率の低い補助金等について | 8 |
| ⑧交付先の財務状況について | 9 |
| ⑨精算等について | 9 |
| ⑩実績報告について | 10 |
| ⑪情報公開について | 10 |
| 5. 補助金等の見直し方法 | 11 |
| ①見直しの周期について | 11 |
| ②見直しの方向性等の検討について | 11 |
| ③見直しの方向性等の決定について | 11 |
| 6. その他 | 11 |
| 7. 様式 | 12 |

1. ガイドライン策定の趣旨

補助金の支出は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 232 条の 2 に規定する「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」を法的根拠として行っています。

「公益上の必要性」には、不特定多数の利益の増進に寄与するものであることに加え、客観的に見て行政が公費を支出する必要性が高いことが求められており、この根拠に基づき支出される補助金は、町が公益性を認めた特定の事業や活動について行政を補完し、政策目的を効率的に実現する手段として重要な機能を果たしています。

一方で、補助金はその成果や効果が曖昧であることや、長年にわたり特定の者に交付され続けることにより既得権益化しやすいことなどの問題点もあります。

そうした中、本町では令和 6 年 4 月に策定した「南知多町緊急財政改善計画」の中で、事業の「選択と集中」を図る取組みの一つに、補助金等について終期を徹底するとともに、見直し基準を検討し、定期的なチェック体制を確立することを掲げました。

しかし適正化に取り組む上で、現在、補助金等の交付における規則や要綱はあるものの、指針となる交付基準（ガイドライン等）はありませんでした。今後の補助金等の交付における支出根拠の明確化と判断の基準を確保するため、統一的な事項を定めた「補助金等の適正化ガイドライン」を策定しました。

本町の補助金等に対する考え方を明確にし、検証・見直しを継続的に実施していくための統一的な指針として、補助金等の適正化ガイドラインに基づき、補助金等の適正化を図っていきます。

2. ガイドラインの適用対象

本ガイドラインの適用対象は、南知多町補助金等交付規則（昭和 50 年 9 月 3 日 規則第 1 号）第 2 条第 1 号に定める「補助金等」を基本とし、具体的には歳出予算科目「18 節 負担金、補助及び交付金」のうち、「補助金」及び「交付金」（企業会計においては、これに相当するもの。交付金は、南知多町補助金等交付規則に基づき交付するものに限る。）、「12 節 委託料」における「補助金等」と同等の性質を有するものを対象とします。

ただし、『表 1-1 補助金等の性質分類表（義務・任意）』のうち、「国・県等の制度に基づく補助金（町負担無し）」に該当するものは、当該補助金の制度改正等に対し本町の裁量権がないため、本ガイドラインの適用対象外とします。

一方で、「国・県等の制度に基づく補助金（町負担有り）」に該当するものについては、同じく制度改正等について本町の裁量権はないものの、財政的な負担があることから、他団体の補助制度を活用し、本町の政策推進を図る必要性等を定期的に検証する必要があるため、本ガイドラインの適用対象とします。

また補助金等を『表 1-2 補助金等の性質分類表（運営費・事業費）』のとおり分類することにします。

○南知多町補助金等交付規則

（用語の定義）

第 2 条

（1）補助金等 町が町以外の者に対して交付する補助金、助成金及び交付金をいう。

歳出予算科目 18 節「負担金、補助及び交付金」における各細節を、次のとおり整理します。

- ①負担金：法令又は契約等に基づいて国又は他の地方公共団体に対して負担しなければならない経費をいう。
- ②補助金：特定の事業、研究を行うものに対し、その事業又は研究を助成するため法令の規定に基づき交付するもの又は特定の事業又は研究が公益上必要がある場合にこれらを助成するために交付する。
- ③交付金：法令又は条例等により、団体又は組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合に当該事務処理の報償として支出するもの。

表1-1 補助金等の性質分類表（義務・任意）

| 分類 | 内容 |
|---------------------------|--|
| 国・県等の制度に基づく補助金 (町負担無し) | 国や県など他団体の補助制度に基づき補助するもの ※制度上、町を経由して補助するもので、実質的に町の負担がないもの |
| 国・県等の制度に基づく補助金 (町負担有り) | 国や県など他団体の補助制度に基づき補助するもの ※制度上、町も協調して補助することが定められているものなど、町の負担があるもの |
| 町独自の制度に基づく補助金 | 本町独自の補助制度に基づき補助するもの |

本ガイドラインの適用対象

表1-2 補助金等の性質分類表（運営費・事業費）

| 分類 | 内容 | |
|----------|--|---|
| 団体運営費補助金 | 公益的な活動を実施する団体そのものに公益性を認め、特定の団体の運営費（人件費、管理費等）に対して補助するもの | |
| 事業費補助金 | イベント事業補助金 | 特定の行事や大会・イベント等の開催に対して補助するもの |
| | 建設事業費補助金 | 公共性・公益性の高い施設等の建設、整備、修繕等に対して補助するもの |
| | その他事業費補助金 | その他、町の政策推進のため、団体・個人が実施する特定の事業や取組みに対して奨励的に補助するもの |

3. 補助金等適正交付の評価基準

補助金等が適正に交付されているかを判断するため、五つの基本的な視点に着目して評価を行います。それぞれの視点に対して、本町としての評価基準を『表2 補助金等の基本的な視点に対する評価基準』のとおり定め、補助金等の交付に当たっては、常に評価基準に照らし、適正な公金支出に取り組みます。

なお、評価基準を満たしていないものについては、当該補助金等の廃止も含め、そのあり方を早急に検討する必要があります。

表2 補助金等の基本的な視点に対する評価基準

| 基本的な視点 | 評価基準 |
|--------|--|
| 公益性 | <ul style="list-style-type: none">・補助事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか・補助金等の効果が広く町民の利益に寄与しているか |
| 必要性 | <ul style="list-style-type: none">・現在の社会経済情勢において町民ニーズが認められるか・適切な官民の役割分担の観点から、行政が補助する必要性があるか |
| 妥当性 | <ul style="list-style-type: none">・補助金額・補助率・補助対象経費等は適正であり、妥当かつ明確であるか・他市町村の類似の補助金等と比較し、均衡を欠いておらず妥当であるか |
| 有効性 | <ul style="list-style-type: none">・補助事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮されているか・委託や直接執行よりも補助金等による事業執行が最適な手法であるか |
| 公平性 | <ul style="list-style-type: none">・補助交付先は適正・公平に決定されているか・同一対象者に長期間にわたり補助金等を交付することで、特権的な恩恵を与えていないか |

4. 補助金等の見直し基準

補助金等の適正交付のため、基本的な視点に対する評価基準のほか、以下の項目を統一的な見直し基準として定めます。各項目の適合状況を定期的に確認し、基準に適合しないものについては、合理的な理由がない限り見直しを行います。

なお、見直し基準とは異なる取扱いを行う合理的な理由がある場合は、その理由について明らかにします。

①終期の設定について

補助金等は、一度制度を創設すると、その効果検証が曖昧なまま支出を続けてしまうことがあります。

また、長期間にわたる補助金等支出の弊害として、交付先の既得権益化や自立運営の阻害のほか、一定の支出が固定化されることにより、新たな行政課題に対する財源確保が困難となることが挙げられます。

したがって、急激に変化している昨今の社会経済情勢においては、補助金等の交付が今後も継続して必要か、これまでと同じ形の支援でよいかなど、定期的に検証を行う必要があります。

見直し基準

- 全ての補助金等について、最長3年間で終期を設定することとします。ただし、個別の計画において計画推進のための施策として位置付けられている補助金等で、計画終了年度における目標値が定められており、5年以内に計画期間が終了するものについては、遅くとも計画終了年度を終期とします。
- 終期に合わせ、制度の継続可否を含めた見直しを定期的・継続的に実施します。
- 【国・県等の制度に基づく補助金】については、補助制度の終了に合わせて町の補助も廃止することとし、町単独での制度継続は行わないことを基本とします。

②最適な執行方法の選択について

補助金等は、交付先が自主的に行う事業に交付するものであり、また、それによる反対給付を求めるものではありません。したがって、これらに該当しないもので町が財政支出をする必要があるものについては、補助金等以外の適切な方法で執行することが求められます。

見直し基準

- 本町からの依頼等により補助事業が実施されており、対象経費の全額を補助しているなど本来町が主体となって行うべき事業の代替としての性質を有しているものや、反対給付として役務の提供があると認められるものは、委託や町の直接執行に切り替えます。
- 反対に委託料や費用弁償などで支出しているものから補助金等へ切り替え、終期を設定し、定期的な見直しも行います。

③公募の原則について

特定の団体に対する補助金等の交付は、公平性の観点から慎重に行うべきであり、状況変化や問題点などについて常に検証する必要があります。特に、同様の取組みを行う団体が複数ある場合には、特定の団体のみに補助金等が交付されるという恣意的な判断は避ける必要があります。また、制度開始当初は補助目的を達成し得る団体が一つしか存在しておらず、非公募によりその団体に補助金等が交付されている場合、現在もその状況に変わりがなく、公平性が保たれているか確認する必要があります。

見直し基準

- 補助目的を達成し得る対象が複数存在する場合は、公募により広く補助対象者を募ります。
- 公募に当たっては、補助対象者に対し、ホームページやチラシなどにより十分な周知を図ります。

④補助対象経費の明確化について

補助金等の対象経費は、その目的や内容等により様々ですが、社会通念上、補助対象とすることが適切と認められるものに限定される必要があります。特に、団体の運営費の中には、直接公益的な事業に結びつかないと判断される経費もあることから、それらを補助対象から除外する必要があります。

また、事業の柔軟性を求めるあまり、補助対象を細かく定めておらず、申請された内容について補助対象に該当するか判断の余地が生じているものは、妥当性の観点を踏まえた対応が必要です。

見直し基準

- 補助対象経費は、補助金等交付要綱に具体的かつ明確に記載します。
- 慶弔費、交際費、懇親会費など、公益性との結びつきが薄いと判断される経費は補助対象外とします。
- 本町の水準から著しく逸脱した人件費、報償費、旅費などは、本町の水準までを補助対象とします。

⑤上乗せ・横出し補助について

地方公共団体の経費は、目的を達成するために必要かつ最小限で支出しなければなりません。国や県の補助金等についても、この考え方に基づき補助率や補助対象が定められていると考えられます。したがって、それらに対し安易に補助率の上乗せや補助対象の拡大（以下「上乗せ・横出し補助」という。）をすることがないように留意する必要があります。

見直し基準

- 国や県など他団体の補助金等に対し、本町独自に上乗せ・横出し補助を行う場合は、各団体の補助制度の考え方を確認し、上乗せ・横出し補助を行う必要性や効果を十分に検討します。

イメージ

①上乗せ補助

例) 補助11万円【国・県10万円、町独自の上乗せ1万円】



②横出し補助

例) 補助10万円【国・県5万円、町独自で5万円】



⑥評価指標及び目標の設定について

補助金等の制度創設は、社会情勢等に敏感に反応し、適切な時期に速やかに行うことが重要ですが、目的を達成した後や効果が薄くなってからも補助金等を交付し続けることがないよう、制度設計に当たり、当該補助金等により今ある課題をどの程度解消したいか、いつまでに解消したいかなど、評価指標及び目標を設定する必要があります。

見直し基準

- 全ての補助金等について、評価指標、目標値、目標年度を設定します。
- 評価指標は、補助金等交付により発生する効果・成果を指標の基本とします。
- 目標値は、客観的な評価が可能な定量的なものが望ましいですが、定量的な評価が難しいものについては、定性的な目標も可能とします。

⑦少額又は執行率の低い補助金等について

事業規模に対する補助金額や、1件当たりの補助金額が小さいものについては、少額ということもあり、必要性や有効性の検証が曖昧なまま交付し続けてしまう可能性があります。

また、執行率が低い補助金等については、当初の目的が達成された、町民ニーズの変化等により補助金等支出の効果がなくなっているなど、補助金等が活用されない様々な要因が考えられるため、適切な措置を講じる必要があります。補助金等の執行に当たっては、金額の多寡に関わらず一定の事務手続きが必要であるため、事務負担の軽減の観点からも制度の継続が妥当であるか検討する必要があります。

見直し基準

- 【団体運営費補助金】及び【イベント事業費補助金】については、交付先の団体等において補助金額が総収入額の10%未満であり、必要性や有効性が認められない場合、廃止を検討します。
- 過去2か年における予算の執行率が50%未満のものについては、その要因について十分な検証を行い、必要性が確認できない場合は、内容の見直し若しくは廃止を含めた規模の縮小を図ります。

⑧交付先の財務状況について

毎年特定の団体等に同一の補助金等を交付しているものについては、補助金等への依存度が高まり、補助金等が今後も恒常的に交付されると誤認識されることで交付先の自主性及び自立を阻害しているおそれがあります。

また、補助開始当初は財務基盤がぜい弱で、公的に支援する必要があった団体等でも、現在の財務状況によっては、補助金等を交付する必要性が薄れている可能性があることから、交付先の財務状況を決算関係書類などで確認する必要があります。

見直し基準

- 【団体運営費補助金】及び【イベント事業費補助金】については、交付先の団体等の過去2か年における決算において、各年度の収支額（翌年度繰越金）が当該年度の補助金額の1/2以上の金額となっている場合、補助金額の引下げを行います。

⑨精算等について

地方公共団体の経費は、目的を達成するために必要かつ最小限で支出しなければなりません。補助金等においては、交付申請時の事業費に対し実際にかかった事業費が変動した場合、目的を達成できる最小限度の交付額となることが求められます。

見直し基準

- 事業内容の変更や事業実績の減により、交付決定額が実績に対して過大となる場合については、最終的に適切な交付額となるよう、変更決定や経費の精算を確実に行います。

⑩実績報告について

補助事業が完了した場合は、実績報告書とともに内容が確認できる書類の提出を求め、事業が交付決定の内容に適合する形で実施されたかを適切に審査する必要があります。

特に、施設整備に対する補助金等については、他の補助金等に比べて1件当たりの補助金額が大きく、整備された施設は将来にわたり利用されることから、補助事業の適切な履行について、実績報告時に書類等で入念に確認する必要があります。

見直し基準

- 実績報告書の添付書類は、実施内容や金額が明確に確認でき、適切に内容の審査ができるものとしします。
- 【建設事業費補助金】における実績報告書の添付書類は、見積書、契約書、工事確認資料、請求書、支払確認資料としします。
- 実績報告書の添付書類は、補助金等交付要綱に具体的に記載しします。

⑪情報公開について

補助金等は、町民や事業者からの税金を主な原資として、奨励や支援という名の下に反対給付なく交付するものであることから、公募しているものだけではなく、非公募により特定の団体等に対し交付するものについても、町民等に対してその存在を公表し、補助金等を交付することについて説明責任を果たす必要があります。

見直し基準

- 全ての補助金等の一覧を、町ホームページで公表しします。

5. 補助金等の見直し方法

①見直しの時期について

原則として、終期に合わせて見直しを行います。ただし、終期到来前でも見直しの必要が生じた場合は、速やかな対応に努めます。

②見直しの方向性等の検討について

見直し時期が到来した補助金等については、基本的な視点や見直し基準に基づき様々な角度から検証を行い、廃止や縮小、継続など次年度以降における方向性や見直し内容を検討します。

なお、交付先の活動状況や財務状況など、ヒアリングを通じて確認した上で、新年度予算要求までに見直しを行います。

③見直しの方向性等の決定について

見直しに当たっては、『様式1 補助金等見直し判定フロー』『様式2 補助金等見直し調書』を作成し、予算編成過程を経て、次年度以降における取扱いを決定します。

6. その他

補助金等の申請に当たっては、補助要件を満たさない申請や記載内容の不備による修正等を防ぐため、申請書の様式を利用者にとって分かりやすいものとなるよう工夫し、住民情報や納税情報など本町内部で確認できるものについては、証明書類の添付を省略するほか、マイナンバーカードなどを用いた電子申請を可能とするなど、町民サービスの向上や申請手続の効率化に努めます。

7. 様式

(様式1)

補助金等見直し判定フロー

No.

| | | | |
|--------|--|----|--|
| 補助金等名称 | | 判定 | |
| 担当課室 | | | |

| 基本的な視点 | 判定基準 | 回答 | 判定 |
|--------|--------------------------------------|-----|--------|
| 初期の目的 | ①初期の目的が達成されていない(制度創設後3年以上経過のもの) | YES | 判定基準②ハ |
| ↓ | | | |
| 公益性 | ②市民の福祉の向上等に寄与するものとして、行政が支援すべき | YES | 判定基準③ハ |
| ↓ | | | |
| 公平性 | ③特定の地域・団体・個人のための利益に供するものではない | NO | 判定基準④ハ |
| ↓ | | | |
| 公益性 | ④事業目的が町の施策と合致し、積極的に推進する必要がある | YES | 判定基準⑤ハ |
| ↓ | | | |
| 必要性 | ⑤町の他の補助制度では、住民のニーズを満たすことができない | YES | 判定基準⑥ハ |
| ↓ | | | |
| 有効性 | ⑥補助事業は、客観的に見て効果が認められる | YES | 判定基準⑦ハ |
| ↓ | | | |
| 有効性 | ⑦その団体等の活動がなければ、政策上、大きな支障や損害が発生する | YES | 判定基準⑧ハ |
| ↓ | | | |
| 妥当性 | ⑧会計処理は適切にされている | YES | 判定基準⑨ハ |
| ↓ | | | |
| 妥当性 | ⑨継続した繰越金や多額の積立金を有していない | YES | 判定基準⑩ハ |
| ↓ | | | |
| 妥当性 | ⑩補助対象経費に、不適切なものは含まれていない | YES | 判定基準⑪ハ |
| ↓ | | | |
| 妥当性 | ⑪団体の会計に占める補助金の額は自主性を損なうものではない | YES | 判定基準⑫ハ |
| ↓ | | | |
| 妥当性 | ⑫国・県補助金の義務負担分以外に、継ぎ足しの補助は行っていない | YES | 判定基準⑬ハ |
| ↓ | | | |
| 妥当性 | ⑬補助金を廃止・縮小した場合、当該団体等の存続が危ぶまれる | YES | 判定基準⑭ハ |
| ↓ | | | |
| 公平性 | ⑭他の補助制度と比較して、補助率や補助対象経費の均衡がとれている | YES | 判定基準⑮ハ |
| ↓ | | | |
| 妥当性 | ⑮補助率は、事業の性質により、2/3、1/2、又は1/3以下になっている | YES | 15 |

| 判定 | 1, 2, 3, 5, 6 | 4 | 7~14 | 15 |
|-------|---------------|----|---------------------------------|-------|
| 見直し区分 | 廃止 | 統合 | 縮小・改善 | 拡充・継続 |
| 方向性 | 廃止・統合 | | ・終期の設定 ・補助基準の明確化 ・民間助成の活用 | |

(様式2)

補助金等見直し調書

No.

| | | | |
|--------|--|-----------|--|
| 補助金等名称 | | フロー 判定 | |
| 担当課室 | | | |

1. 補助内容

| | | | | | | |
|---------------|-----|-----------------|----|----|----|----|
| 開始年度 | | 次回見直し年度 | | | | |
| 前回改正年度 | | 前回見直し年度 | | | | |
| 根拠規定 法令等 | | | | | | |
| 要綱名 | | | | | | |
| 交付先 | | 公 募 | | | | |
| 補助/単独 | | 補助国・県費 名称等 | | | | |
| 補助内容 | | | | | | |
| 補助率等 | | | | | | |
| 上乗せ/横出し 有無 | | 上乗せ/横出し 金額・率 | | | | |
| 交付状況 (千円) | 年度 | R5 | R4 | R3 | R2 | R1 |
| | 予算 | | | | | |
| | 決算 | | | | | |
| | 執行率 | | | | | |

2. 事業効果の検証

| | |
|----------|------|
| 評価指標及び目標 | 達成状況 |
| | |

3. 見直しの方向性

| | |
|-----------|--------|
| 担当課室評価 | 内容及び理由 |
| | |
| ヒアリング後の評価 | 内容及び理由 |
| | |



絆・選ばれる理由がある町

